

各位

当社株主からの書簡の受領並びに
パナソニック株式会社による当社株式に対する公開買付けに関する
賛同意見及び応募推奨の維持に関するお知らせ

もともと、当社としては、平成 29 年 4 月 28 日付 Oasis 書簡に記載された提案について不明確な点が多く、その実現可能性にも疑問があると考えたため、Oasis に対する内容確認等を行うとともに、特別委員会に対し、Oasis からの提案について検討を求め、その答申を取得した上で、慎重に検討を行いました。その結果、本日開催の取締役会において、現時点において、パナソニックによる本公開買付けに関する賛同意見及び応募推奨を維持することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

1. Oasis からの提案及び当社による検討の経緯

当社は、平成 29 年 4 月 21 日付プレスリリースにおいて、Oasis より買付価格を当社株式 1 株

当たり 1,050 円とする当社株式の買付けの提案（以下「当初 Oasis 提案」といいます。）があった旨を公表しておりましたが、その後、当社は、Oasis より、平成 29 年 4 月 28 日付 Oasis 書簡を受領いたしました。

平成 29 年 4 月 28 日付 Oasis 書簡において、Oasis は、当初 Oasis 提案を変更し、Oasis が満足する内容のデュー・ディリジェンスの完了、Oasis の資金調達の完了、株主間契約や雇用契約が締結されていること等の条件を含む諸条件が充たされることを条件として、買付価格を 1,300 円、買付予定数の下限を当社の発行済株式数の 33.5%とし、最大で 100%の買付けを行う旨の提案（以下「本 Oasis 変更提案」といいます。）を記載しておりました。

もともと、当社としては、本 Oasis 変更提案について、上記の条件の内容等について不明確な点が多く、また、条件の充足可能性や買付資金等の点で実現可能性についても疑義が存すると考えたため、Oasis に対し、平成 29 年 5 月 2 日付で書簡を送付し、本 Oasis 変更提案の具体的内容や条件等について質問を行ったところ、Oasis より、平成 29 年 5 月 9 日付で、かかる質問の一部について回答（以下「平成 29 年 5 月 9 日付 Oasis 回答」といいます。）を受領いたしました。

しかしながら、平成 29 年 5 月 9 日付 Oasis 回答は、平成 29 年 4 月 28 日付 Oasis 書簡では記載されていなかった部分買付けの可能性が示唆されるなど、平成 29 年 4 月 28 日付 Oasis 書簡の内容と異なるように思われる点も複数含まれ、本 Oasis 変更提案の条件や内容は依然として不明確であったため、当社は、本 Oasis 変更提案（平成 29 年 5 月 9 日付 Oasis 回答を含み、以下同じとします。）の検討を行うためには、直接 Oasis と面談した上、本 Oasis 変更提案の内容を確認する必要があると考え、特別委員会においては平成 29 年 5 月 19 日に、当社経営陣においては同年 5 月 23 日に、それぞれ Oasis と面談を実施いたしました。これらの面談においては、それぞれ Oasis から本 Oasis 変更提案の説明を受け、Oasis との質疑応答を行ったほか、当社経営陣と Oasis の面談においては、当社経営陣において、Oasis からの当社に関する質問に対する回答を行うなど、当社から Oasis に対して一定の情報提供も行いました。

当社は、これらの書面のやり取りや面談の結果等を踏まえ、本 Oasis 変更提案は、大要、パナソニックが所有する当社株式を売却する場合（売却するか否かが不明な場合も含まれます。）は、当社の発行済株式の全てについて、パナソニックが所有する当社株式を売却しない場合は、その残りの株式数を上限、当社株式の 33.5%を買付予定数の下限として、1 株当たり 1,300 円で買付けを行うというものであるものの、かかる買付けの条件として、当社経営陣からのサポートが得られること、当社株式の全ての買付けを行う場合には金融機関からの資金調達ができること、及び Oasis が満足する内容のデュー・ディリジェンスが実施されることが含まれ、その他の買付け実施の条件については、デュー・ディリジェンスの結果を踏まえて別途判断するというものであると理解いたしました。しかしながら、依然として、本 Oasis 変更提案の内容の詳細やその実施に必要な条件は明確ではなく、充足困難な条件が含まれるおそれがあると当社は考えております。

また、当社は、Oasis より平成 29 年 4 月 28 日付 Oasis 書簡を受領した後、特別委員会に対して、本 Oasis 変更提案を踏まえ、本公開買付けに関する平成 29 年 4 月 21 日付答申の内容に変更すべき点がないか、意見を求めたところ、特別委員会は、Oasis と直接面談した上、当社取締役

会に対し、本日付で、当該答申について以下のとおり、補足意見を提出しております。

- (1) 答申書の補足意見の作成時点において、必要実行資金の存在及び調達可能性を認定するに足る証拠を欠いており、また、その他の実行に向けた準備行為が初期的なものに留まっている可能性が高いため、そもそも本公開買付けの公表後になされた Oasis の当社株式の買付け提案自体の実行可能性があると認定することは困難と言わざるを得ない。
- (2) 答申書の補足意見の作成時点において、Oasis 主張施策の実行能力及び実現可能性を認定するに足る証拠を欠いており、当社の既存施策よりも優れていると認定するに足る証拠もなく、むしろパナソニックとの資本関係及び協業関係の消滅・縮小等により現状よりも企業価値が減少するおそれも否定できないから、当該買付け提案による企業価値の向上が、パナソニックによる当社の完全子会社化取引による企業価値向上の程度を上回ると認めるに足る証拠は認められない。
- (3) 以上のことから、答申書の補足意見の作成時点において、従前の本答申書の答申内容を変更する理由はないものと思料する。

当社は、以上のとおり、特別委員会からの本 Oasis 変更提案に関する意見を受領した上、本日開催の当社取締役会において、下記 2.「当社が本公開買付けに関する賛同意見及び応募推奨を維持する理由」に記載の理由により、パナソニックによる本公開買付けに関する賛同意見及び応募推奨を維持することを決議いたしました。

2. 当社が本公開買付けに関する賛同意見及び応募推奨を維持する理由

当社は、当社の経営陣と Oasis との間の面談の結果、Oasis から送付されてきた一連の書簡、その他当社において独自に収集した情報等を分析・検討するとともに、上記の特別委員会の答申結果等を踏まえ、本 Oasis 変更提案の取扱いについて、慎重に検討を行った結果、本日開催の当社取締役会において、現時点において、平成 29 年 4 月 21 日付で公表した、「パナソニックによる本公開買付けに関して賛同の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様に対して本公開買付けへの応募を推奨すること」に係る同日付の当社取締役会決議を維持することを決議いたしました。かかる決議を行うに当たり、当社取締役会は、当社として理解している本 Oasis 変更提案の内容や条件を踏まえ、(i)(a)本 Oasis 変更提案の実施に必要な条件が明確ではなく、充足困難な条件が含まれるおそれがあること、(b)本 Oasis 変更提案に必要な資金を有することの証明がなされていないこと、(c) Oasis の買付け提案の内容の変遷の状況、Oasis における本 Oasis 変更提案に関する関係者との協議の状況、必要書類の準備状況等からは、本 Oasis 変更提案の実行に向けた準備行為が初期的なものに留まっている可能性が高いこと等に鑑みると、本 Oasis 変更提案の実施可能性や実現可能性に懸念があること、並びに、(ii)多くの人的・物的資源を有するパナソニックによる当社の完全子会社化の方が、本 Oasis 変更提案を実行する場合よりも、当社に多くの

シナジーを創出すると見込まれること、本 Oasis 変更提案が実行されれば、パナソニックを含む当社のステークホルダーとの関係が悪化するおそれがあること、当社の企業価値向上に関する Oasis の提案の具体性が欠如していること、Oasis における当社の属する国内外の住宅市場に関する理解度、Oasis の日本における投資実績等を総合的に勘案すると、当社の企業価値の向上という観点から、パナソニックによる当社の完全子会社化の方が、本 Oasis 変更提案よりも優れていると判断できること、その他関連する諸般の事情を総合的に考慮しております。

なお、本日開催の当社取締役会の本 Oasis 変更提案に関する議案については、当社の取締役 9 名のうち、パナソニックにおいても役職員として在籍している松下龍二氏、寺西信彦氏、濱谷英世氏及び渡部伸一氏は審議及び決議に参加しておらず、上記 4 名を除く 5 名の全員一致により承認可決されており、かつ、当社の監査役 3 名は、当社の取締役会が、当社取締役会がパナソニックによる本公開買付けに関する賛同及び応募推奨にかかる取締役会決議を維持することにつき、異議がない旨の意見を述べております。

以 上

本プレスリリースには、当社の「将来予想に関する記述」に該当する情報が記載されています。本プレスリリースにおける記述のうち、過去又は現在の実事に関するもの以外は、かかる将来予想に関する記述に該当します。これら将来予想に関する記述は、現在入手可能な情報に鑑みてなされた当社の仮定及び判断に基づくものであり、これには既知又は未知のリスク及び不確実性並びにその他の要因が内在しており、それらの要因による影響を受ける恐れがあります。かかるリスク、不確実性及びその他の要因は、かかる将来予想に関する記述に明示的又は黙示的に示される当社の将来における業績、経営成績、財務状況に関してこれらと大幅に異なる結果をもたらすおそれがあります。当社は、本プレスリリースの日付後において、将来予想に関する記述を更新して公表する義務を負うものではありません。投資家の皆様におかれましては、金融商品取引法に基づく今後の提出書類及びその他の当社の行う開示をご参照ください。

なお、上記のリスク、不確実性及びその他の要因の例としては、当社の有価証券報告書等にも記載されておりますのでご参照ください（なお、記載された例に限られるものではありません。）。